

参 考

無線システム普及支援事業（デジタルテレビ中継局整備事業）概要

地上放送のデジタル化の達成に必要な送受信環境の整備の推進を通じ、2011年のデジタル完全移行を確実なものとし、もって電波の有効かつ公平な利用を確保するため、デジタルテレビ中継局の整備に対する支援を実施。

1 施策の目的

条件不利地域において放送事業者が自力建設困難な地上デジタルテレビ中継局の整備を行う者に対して、国がその整備費用の一部を補助する。

2 施策の概要

- ・ 事業主体 放送事業者、都道府県、市町村、第3セクター又は公益法人
- ・ 対象地域 条件不利地域
- ・ 対象施設 中継局施設（局舎、鉄塔等）
- ・ 補助率 1／2

（イメージ図）

